



監査告示第 1 号

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、平成 22 年 4 月 15 日に提出のあった下呂市住民
監査請求(下呂市職員措置請求)について、同条第 4 項の規定に基づき実施した監査の結果を公
表します。

平成 22 年 6 月 4 日

下呂市監査委員	中	島	春	生
下呂市監査委員	中	島	博	隆

住民監査請求に係る監査結果

第1 住民監査請求書(下呂市職員措置請求書)の提出

1 請求の提出

平成 22 年 4 月 15 日に下記の者から地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求が提出され、同日、これを收受しました。

(1) 請求者

- ・代表請求者 住所 岐阜県下呂市 ※※※※※※ 番地
氏名 ※ ※ ※
他、472 名

2 請求の受理

代表請求者及びその他請求者は下呂市の住民であること、必要な措置についての記載があること、請求期間の要件を満たしていることなど住民監査請求に関して必要とされる地方自治法第 242 条に規定された要件等について満たしていることを確認しました。

また、住民監査請求書の一部に不備な点があったため請求者に補正を求めたところ、請求者はこれに応じ、法定要件を具備したと認められたので平成 22 年 4 月 27 日付けで受理しました。

3 請求書の内容等

(1) 住民監査請求の要旨

(「下呂市職員措置請求書」の原文のまま記載)

平成 21 年 10 月 2 日、下呂市環境部環境課 ※※※※※※ によって起案された案件（下呂市一般廃棄物処理業者に対する許可の取消について）に対し、平成 21 年 10 月 23 日 ※※※※※※※※※※ が岐阜地方裁判所に提訴、平成 22 年 1 月 27 日に判決が下った。（行政手続法違反によって下呂市敗訴）

上記裁判費用及び弁護士費用は下呂市民の税金より捻出されており、下呂市民が多大な損害を被ったことは明白である。よって、起案者 ※※※※※※ に対して全てを金額に換算し、損害金返済請求を行うものである。

(2) 事実証明書

事実証明書として次の書類が添えられていました。

ア 新聞記事の写し

- ・平成 22 年 1 月 27 日付け 岐阜新聞
- ・平成 22 年 1 月 28 日付け 毎日新聞、中日新聞、岐阜新聞、読売新聞

- ・平成 22 年 2 月 10 日付け 読売新聞、毎日新聞、岐阜新聞
- イ 平成 21 年度歳出予算経理簿の写し（財務システムからの出力帳票）
- ウ 平成 21 年度下呂市一般会計補正予算（第 6 号及び第 10 号）議案書の写し

第2 監査の実施

1 監査対象事項

住民監査請求に記載されている事項及び請求人陳述の内容等を勘案し、本請求の趣旨を次のように解して監査対象としました。

住民監査請求において監査を求めることができるのは、地方自治法第 242 条第 1 項によると、「違法若しくは不当な公金の支出」、「違法若しくは不当な財産の取得、管理若しくは処分」、「違法若しくは不当な契約の締結若しくは履行」、「違法若しくは不当な債務その他の義務の負担」があると認めるとき、「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠る事実」があると認めるときとされています。

請求者から提出された下呂市職員措置請求書（以下「請求書」といいます。）及びそれに添付された事実証明書（以下「事実証明書」といいます。）により、下呂市が岐阜地方裁判所平成 21 年（行ウ）第 14 号一般廃棄物処分業許可取消処分取消請求事件の訴訟に係る弁護士費用 1,050,000 円の支出は、財務会計上、違法または不当な公金の支出に該当するか否かについて監査の対象としました。

なお、監査における着眼点としては下記のとおりです。

<着眼点>

- ア 本件支出に関し、違法又は不当な点があるか。
- イ 上記アの結果を踏まえ、市に損害が発生しているか又は発生する恐れがあるか。
- ウ 以上の結果を踏まえ、求められた措置を行う必要があるか。

2 監査対象部課

環境部 環境課、 総務部 総務課

3 請求者の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定により、平成 22 年 5 月 13 日に陳述の機会を設け、請求者より請求の要旨についての補足説明がありましたが、新たな証拠の提出はありませんでした。

4 関係者の調査

平成 22 年 5 月 12 日に環境部環境課の関係職員から、また平成 22 年 5 月 24 日に市長から事情を聴取しました。

平成 22 年 5 月 19 日に総務部総務課から関係書類の提出を求めました。

第3 監査の結果

本件住民監査請求についての監査結果は、合議により次のとおり決定しました。

(主文内容)

本請求は理由がないものと認めました。

その理由は次のとおりです。

1 訴訟に係る弁護士費用の支出の経緯

本件の訴訟に係る弁護士費用の支出は、岐阜地方裁判所平成 21 年（行ウ）第 14 号一般廃棄物処分業許可取消処分取消請求事件に関する弁護士費用についての支出を示すものであります。

訴訟に係る弁護士費用については、平成 21 年 11 月 27 日に※※※※弁護士との間で締結された委任契約書（民事）に基づき、平成 21 年 11 月 27 日に 1,050,000 円の支出負担行為が起票され、下記のとおり平成 21 年 12 月 11 日に 630,000 円（着手金）、平成 22 年 3 月 12 日に 420,000 円（報酬金）が支出されています。

件名	支出負担行為日	支出負担行為額	支出命令日	支出日	支出額
弁護士委託契約による着手金	平成 21 年 11 月 27 日	630,000 円	平成 21 年 12 月 1 日	平成 21 年 12 月 11 日	630,000 円
弁護士委託契約による報酬金	平成 21 年 11 月 27 日	420,000 円	平成 22 年 3 月 3 日	平成 22 年 3 月 12 日	420,000 円
*****	*****	1,050,000 円	*****	*****	1,050,000 円

2 監査委員の判断

(1) 本件支出に関し、違法又は不当な点があるかということについて

住民監査請求の対象は、地方自治法第 242 条第 1 項に掲げられた財務会計上の行為等に限られており、本訴訟そのものについては監査委員の判断の対象にならないと考えます。

訴訟に関する事務については、法律事務に精通した専門家である弁護士でなければ円滑に進めることが難しいと考えられます。

民事訴訟は民事訴訟法等関係法令に定められた手続きに従い行うものであり、その手続きは簡易なものでないため、下呂市が弁護士に委託したことは妥当な判断であると考えます。

予算については市議会の議決を経てなされた訴訟に関する弁護士費用であり、権限のある決裁権者の決裁を得た適切な支出であると確認しました。

地方自治法第 242 条にいう「公金の違法な支出」とは、普通地方公共団体の職員が、その管理する公金をその職務に関する法令または条例の規定もしくは当該団体の議会の議決に反し、または私利を図る目的でその任務に背いて支出するか、あるいは支出をする恐れがあると認められる場合を指すものであります。

今回の公金の支出については、それは認められず、法令・条例等に従って適切に支払われています。

(2) 上記(1)の結果を踏まえ、市に損害が発生しているか又は発生する恐れがあるかということについて

(1)で述べたとおり、本件支出に関し、違法または不当な点があるとは認められませんので、市に損害が発生したとは認められませんでした。

(3) 以上の結果を踏まえ、求められた措置を行う必要があるかということについて

請求者が求めている措置については、その必要性が認められませんでした。

第4 市長に対する監査委員の要望

岐阜地方裁判所は、平成 21 年（行ウ）第 14 号一般廃棄物処分業許可取消処分取消請求事件の判決で、下呂市が業者に意見をあらかじめ聞く聴聞手続きを行わなかったとして、行政手続法上違法であるということで市の主張を取消す処分を下しました。

下呂市はその判決を真摯に受け止めて敗訴になった要因を十分理解していただきたい。

また、行政は常に適切な指導をする立場にあることを認識し、それを受けた市民及び業者は適正に事業等を展開するよう相互の信頼関係のもとに、更なる下呂市の環境行政の発展に努めていただくことを強く要望します。

そして「下呂市事務決裁規程」では、市長の権限に属する事務について必要事項が定められて事務の円滑かつ適正な執行を確保し、事務執行における権限と責任の所在を明確にするため事務の決裁区分及び手続きについて必要な事項を定めています。

この規程に基づいてなされた決裁権者の決裁は、市長のなした決裁と同一の効力を有するものであります。よって、職員は今後とも個々に責任を持って事務にあたっていただきたい。